

2021 年 9 月 8 日

国立市議会議長 青木 健 様

提出者 藤田 貴裕

〃 遠藤 直弘

〃 小口 俊明

〃 住友 珠美

〃 藤江 竜三

〃 稗田 美菜子

〃 上村 和子

〃 石塚 陽一

〃 望月 健一

〃 小川 宏美

議案の提出について

議員提出第 11 号議案

新型コロナ感染者のために、臨時の医療施設の拡充を求める 意見書(案)

上記の議案を次のとおり、地方自治法第 99 条及び会議規則第 13 条の規定により提出します。

新型コロナ感染者のために、臨時の医療施設の拡充を求める 意見書(案)

新型コロナウイルス感染症の流行拡大で、感染したにもかかわらず、入院や宿泊療養することができず、自宅療養を余儀なくされている方が大勢います。

しかし自宅療養では、容態急変時など必要な時に医療対応を受けることができない可能性があるほか、食事をはじめとした日常生活において、大きな制約を受けることになります。

国立市では、2021年8月31日現在、91の方が自宅療養していますが、市への相談の中には、血中酸素飽和度が80%台となり、緊急搬送された事例もありました。

他の自治体では、自宅療養中に亡くなる方がいるなど、命にかかわる状況が存在しています。

一人ひとりのかけがえのない命を守る取り組みがいま求められています。

新型インフルエンザ等対策特別措置法では、その第31条の2で、都道府県知事は、当該都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、その都道府県行動計画で定めるところにより、患者等に対する医療の提供を行うための施設を臨時に開設し医療を提供しなければならないとしています。

よって、国立市議会は、東京都知事に対して、速やかに臨時の医療施設の拡充を行い、一人ひとりに適した医療が行われるようにすることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

2021年9月 日

東京都国立市議会

提出先 東京都知事